

○大玉村デマンド型乗合タクシー運行要綱

平成 29 年 5 月 11 日

告示第 69 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、大玉村デマンド型乗合タクシー（以下「デマンドタクシー」という。）の運行に関し必要な事項を定めることにより、地域住民の日常生活に必要不可欠な交通手段を確保し、もって住民福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 デマンドタクシーとは、利用しようとする者からの予約を受けて、乗合により村内各地区（自宅）とそれぞれの対象施設の間を送迎することをいう。

(運行方法)

第 3 条 村長は、デマンドタクシーの運行に関する業務の全部又は一部を道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条及び第 21 条の規定に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者（以下「運行事業者」という。）に委託することができる。

(運行区域)

第 4 条 デマンドタクシーの運行区域は、大玉村の全域、本宮市及び二本松市の一部とする。

(利用対象者)

第 5 条 利用対象者は、一人で乗降可能な者、もしくは付添いにより乗降が可能な者とし、かつ、第 9 条に定める事前登録をした者とする。

(対象施設)

第 6 条 デマンドタクシーの乗降可能な対象施設は、別表第 1 に定める。

(運行日)

第 7 条 運行日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）、お盆（8月14日から16日）は除く。

2 予約がないときは、運行を休止するものとする。

3 天災その他やむを得ない事情により、乗合タクシー運行に支障があると認めるときは、運行を変更、又は中止することができる。

(運行時間)

第8条 デマンドタクシーの運行時間は、午前8時00分から午後5時00分の範囲内の時刻とし、時刻表は別表第2に定める。

(登録申請等)

第9条 デマンドタクシーの利用を希望する者は、あらかじめデマンドタクシー利用登録申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

(利用料及び支払方法)

第10条 利用者が支払う利用料金は、次に掲げるものとし、乗車時に現金により運転者へ支払うものとする。

(1)利用料金は、1人1乗車当たり、次のとおりとする。

ア 大人(小学生以上) 300円

イ 要介護認定者及び要支援認定者(介護保険被保険者証を提示・確認した場合)
無料

ウ 障がい者(障害者手帳を提示・確認した場合) 無料

エ 未就学児 無料

(乗車拒否)

第11条 運行事業者は、乗車しようとする者又は乗車した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その乗車を拒み、又は降車させることができる。

(1) 危険物又は多量の荷物を持ち込もうとする者

(2) 泥酔した者

(3) 他の利用者の迷惑となるおそれのある者

(4) 安全な運行の妨げとなるおそれのある者

(5) 不正な方法等により利用しようとする者

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(平成30年3月30日告示第40号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則(令和2年9月24日告示第170号)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

対象施設

種 類	対 象 施 設
公共施設	村内各公共施設（アットホームおおたま及びフォレストパークあだたらを除く）
病院・医院 調剤薬局	村内及び本宮市中心市街地の各病院・医院、栴記念病院 上記近隣の各調剤薬局
駅	本宮駅、杉田駅
銀行等	JA ふくしま未来大玉支店 東邦銀行本宮支店、福島銀行本宮支店、大東銀行本宮支店、二本松信用金庫本宮支店、福島県商工信用組合本宮支店
郵便局	大玉郵便局、岩代大山郵便局
小売店	村内各小売店

別表第 2（第 8 条関係）

デマンドタクシー時刻表

行き（自宅から）	帰り（対象施設から）
8 : 0 0	9 : 0 0
1 0 : 0 0	1 1 : 0 0
1 3 : 0 0	1 4 : 0 0
1 5 : 0 0	1 6 : 0 0

※受付時間は、運行日の 8 時から 1 6 時までとする。